

# 社会福祉法人 植竹会

## ゆたかショートステイ指定介護予防短期入所介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人植竹会が開設するゆたかショートステイ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ゆたかショートステイ
- 二 所在地 伊勢崎市馬見塚町1196-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職員内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるものとする。
- 二 従業者  
医師 2名（非常勤、兼務）  
生活指導員 社会福祉主事 1名（常勤、兼務）  
看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名）  
介護職員 34名（常勤25名、非常勤9名、兼務）  
管理栄養士 1名（常勤、兼務）  
機能訓練指導員 1名（常勤、看護職員と兼務）

従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

- 三 事務職員 1名（兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

### (利用定員)

第5条 利用定員は22名とする。

### (介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 介護予防サービス
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談及び援助
- 六 送迎
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合の額に応じた額とする。

尚、その内容として

・地域区分にかかる単位について(伊勢崎市) 1単位 10.17円

※利用者負担割合が2割または3割の場合は、下記の自己負担額はその相当額です。

1 基本料金

— 多床室 —

	1日あたりの利用単位	長期利用の適正化 (連続31日以上)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額	
要支援1	451単位	442単位	458.667円	449.514円
要支援2	561単位	548単位	570.537円	557.316円

— 従来型個室 —

	1日あたりの利用単位	長期利用の適正化 (連続31日以上)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額	
要支援1	451単位	442単位	458.667円	449.514円
要支援2	561単位	548単位	570.537円	557.316円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦一日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

2 送迎代

片道 184単位 (佐波伊勢崎圏域にお住まいの方のみ利用できます。)

ただし、介護保険適用時の自己負担額は187.128円です。

3 食費

一日あたり 1,445円 (朝食408円、昼食450円、おやつ105円、夕食482円)

4 滞在費

- ・多床室 1日あたり 915円
- ・従来型個室 1日あたり 1,231円

5 その他の費用

	1日あたりの利用単位	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
サービス提供体制強化加算	18単位	18.306円
認知症行動・ 心理症状緊急対応費用	200単位 (上限7日)	203.4円

療養食費用	8単位/回	8.136 円
生活機能向上連携加算	200単位/月	203.4 円

・長期利用者適用化（61日以降）

・介護職員等処遇改善加算 1月あたり 所定単位の14.0%

#### 6 理美容代

尚、その内容として

1回あたり1,500円

とする。

7 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、伊勢崎市及び玉村町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に以上がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 事業所の設備、備品等に損傷、損害など与えないこと。
- 三 各部屋での使用の注意事項等に協力すること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

第10条 従業者は、短期介護予防入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医等に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用整備、救出用整備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（身体拘束を行う際の取り決め）

第12条 管理者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、契約者（家族等）に対して説明し、同意を得て、身体拘束等の理由、経過記録を整備し、また拘束等が解除できるよう継続的に努めるものとする。

（虐待の禁止）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第15条 管理者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつそうとうな範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業者には、設備、備品、職員の会計に関する諸記録の整備を行う。また、指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。